

高崎経済大学広報室規程

平成23年度
規程第13号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人高崎経済大学基本規則(平成23年度規程第3号)第23条の規定に基づき、高崎経済大学広報室(以下「広報室」という。)の管理運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 広報室は、法人及び大学における広報を総括し、戦略的、計画的な広報活動を行い、法人及び大学の状況や諸活動についての情報を学内外に発信すること、及び入学生確保のための諸施策を実施することを目的とする。

(室長及び副室長)

第3条 広報室に、室長及び副室長を置く。

2 副室長は、室長を補佐する。

3 副室長は、入試広報グループ広報チームリーダーをもってあてる。

(所掌事項)

第4条 第2条に定める目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

(1) 大学広報に係る基本方針の原案に関すること。

(2) 広報活動の企画及び立案並びに各部局との連絡調整に関すること。

(3) 大学案内、学報誌等の編集及び発行並びに各部局との連絡調整に関すること。

(4) 大学公式ホームページの運営に関すること。

(5) オープンキャンパス、大学説明会、出前授業等の学生募集活動の企画及び実施並びに各部局との連絡調整に関すること。

(6) 大学見学の受入れに関すること。

(7) その他入試広報に関すること。

(8) マスコミとの対応に関すること。

(9) 前各号に定める事項に係る事業計画案の作成及び運営に関すること。

(10) 広報室に関して理事長又は学長が諮問すること。

(運営)

第5条 広報室の運営は、次に定める構成員による広報室運営会議(以下「会議」と

いう。)が行う。

(1) 室長

(2) 教授会の議を経て選出された教員4人以上

(3) 入試広報グループリーダー、入試広報グループ広報チームリーダー

(任期)

第6条 前条第2号の構成員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 会議は、室長が招集する。

2 室長は、議長となり、会務を総理する。

3 室長に事故あるとき、又は室長が欠けたときは、副室長がその職務を代理する。

4 室長が必要と認めるときは、会議に構成員でない者を出席させ、意見を述べさせることができる。ただし、このとき当該出席者は、議決に加わることはできない。

(会議の成立)

第8条 会議は、構成員の2分の1以上の出席をもって成立するものとする。ただし、書面により、他の構成員を受任者とした委任状を提出した場合は、出席したものとみなす。

2 会議の議事は、出席した構成員の過半数により決し、可否同数のときは、議長が決する。

(事務の執行)

第9条 室長は、会議の決定に基づき、事務を執行する。

2 室長は、前項の事務について、副室長又は入試広報グループリーダーに専決させることができる。

3 前項に定める専決事務及び専決者は、室長が定める。

4 室長の決裁を受けるべき事項について、あらかじめその処理について指示を受けた事項及び緊急を要する事項について、副室長は代決することができる。ただし、代決した事項で重要なものについては、遅滞なく室長に報告しなければならない。

(室長の専決)

第10条 室長は、会議で協議すべき事項について、特に緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときは、当該事案について対処方法等を決定することができる。ただし、決定をした場合は、速やかに会議を招集して、当該事案の概要及び決定内容を会議に報告しなければならない。

(関係部局の協力)

第11条 広報室は、広報室の運営及び事業の企画実施等について、各部局に協力を求めることができる。

2 各部局は、前項の協力依頼を受けたときは、協力しなければならない。

(庶務)

第12条 広報室の庶務は、入試広報グループ広報チームにおいて処理する。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会議の議を経て室長が別に定める。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、会議及び教育研究審議会に諮り、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年11月16日第129号）

この改正は、平成23年12月15日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成25年3月13日第103号）

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月11日第100号）

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月6日第1号）

この改正は、平成28年4月6日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年3月15日第47号）

この改正は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和4年2月9日第17号）

この改正は、令和4年4月1日から施行する。